

下市町第6期障害福祉計画・ 下市町第2期障害児福祉計画

令和4年3月
下市町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の概要	1
2. 計画策定の背景・趣旨	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
第2章 本町の現状	3
1. 人口の推移	3
2. 障害者手帳所持者の推移	3
3. サービスの利用状況	3
4. 下市町第5期障害福祉計画・下市町第1期障害児福祉計画の振り返り	7
第3章 サービス等見込み量とサービス確保の方策	9
1. 成果目標と活動指標	9
2. 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の見込み量と確保の方策	16
第4章 計画の推進	25
1. 関係機関・団体、奈良県・近隣市町村との連携	25
2. 計画の進行管理、点検・評価	25
資料	26
1. 障害福祉サービスの内容	26

第1章 計画策定にあたって

1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の概要

《障害福祉計画・障害児福祉計画》

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害のある人・障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

「基本指針」（大臣告示：令和2年5月に告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、都道府県・市町村は、「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

市町村の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の必須記載事項は、「提供体制の確保に係る目標」「指定障害福祉サービス等・指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み」「市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」です。

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しのポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害のある人の社会参加を支える取り組み
- 障害福祉サービス等の質の向上

2. 計画策定の背景・趣旨

「下市町第6期障害福祉計画・下市町第2期障害児福祉計画（以下、「本計画」という。）」は、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の基本指針を踏まえて、本町における障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画として策定するものです。なお、これまでの国および奈良県そして本町の動向については、別冊の「下市町第4次障害者基本計画」に記載のとおりです。

3. 計画の位置づけ

1) 根拠法令

「下市町第6期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画です。

「下市町第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある子どもを対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容や見込み量等を定めるものです。

なお、「下市町第4次障害者基本計画」は、別冊として策定します。

2) 関連計画との関係

本計画は、町の地域福祉を推進するための「下市町地域福祉計画」を上位計画とし、「下市町人口ビジョン・総合戦略」をはじめ、「下市町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画や国の「障害者基本計画（第4次）」、奈良県の「奈良県障害者計画」とも整合を図ります。なお、詳細な関連計画図は、別冊の「下市町第4次障害者基本計画」に記載のとおりです。

4. 計画の期間

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、3年に一度見直しを行うもので、本計画は、令和4年度から令和6年度を計画期間とします。



第2章 本町の現状

1. 人口の推移

別冊の「下市町第4次障害者基本計画」に記載のとおり、本町の総人口は年々減少しており、令和2年度で5,024人となっています。

2. 障害者手帳所持者の推移

別冊の「下市町第4次障害者基本計画」に記載のとおり、本町の障害者手帳所持者数は令和2年度で身体障害者手帳所持者が359人、療育手帳所持者が59人、精神障害者保健福祉手帳所持者が60人になっており、精神障害者保健福祉手帳所持者が平成26年度から令和2年度にかけて2.22倍増加しています。

3. サービスの利用状況

1) 訪問系サービス

サービス名	単位	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度(見込み)
居宅介護	時間/月	計画	160	168	170
		実績	194	145	105
	%	計画比	121.3%	86.3%	61.8%
	人/月	計画	8	9	9
		実績	7	7	7
%	計画比	87.5%	77.8%	77.8%	
重度訪問介護	時間/月	計画	0	0	0
		実績	112	514	64
	%	計画比	—	—	—
	人/月	計画	0	0	0
		実績	1	1	1
%	計画比	—	—	—	
同行援護	時間/月	計画	0	0	0
		実績	17	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人/月	計画	0	0	0
		実績	1	0	0
%	計画比	—	—	—	
行動援護	時間/月	計画	127	130	136
		実績	117	110	128
	%	計画比	92.1%	84.6%	94.1%
	人/月	計画	4	4	5
		実績	4	4	4
%	計画比	100.0%	100.0%	80.0%	

サービス名	単位	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度(見込み)
重度障害者等 包括支援	時間/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
%	計画比	—	—	—	
合計	時間/月	計画	287	298	306
		実績	440	769	297
	%	計画比	153.3%	258.1%	97.1%
	人/月	計画	12	13	14
		実績	13	12	12
%	計画比	108.3%	92.3%	85.7%	

2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度(見込み)
生活介護	人日/月	計画	415	425	430
		実績	429	457	500
	%	計画比	103.4%	107.5%	116.3%
	人/月	計画	21	21	22
		実績	21	22	23
%	計画比	100.0%	104.8%	104.5%	
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	計画	20	0	20
		実績	0	0	0
	%	計画比	0.0%	—	0.0%
	人/月	計画	1	0	1
		実績	0	0	0
%	計画比	0.0%	—	0.0%	
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	計画	0	20	20
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	0.0%	0.0%
	人/月	計画	0	1	0
		実績	0	0	0
%	計画比	—	0.0%	—	
就労移行支援	人日/月	計画	38	38	55
		実績	25	30	40
	%	計画比	65.8%	78.9%	72.7%
	人/月	計画	2	2	3
		実績	2	2	2
%	計画比	100.0%	100.0%	66.7%	
就労継続支援 (A型)	人日/月	計画	115	125	144
		実績	112	90	80
	%	計画比	97.4%	72.0%	55.6%
	人/月	計画	6	7	8
		実績	6	4	4
%	計画比	100.0%	57.1%	50.0%	

サービス名	単位	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度(見込み)
就労継続支援 (B型)	人日/月	計画	340	350	357
		実績	247	269	285
	%	計画比	72.6%	76.9%	79.8%
	人/月	計画	20	20	21
		実績	16	16	15
%	計画比	80.0%	80.0%	71.4%	
療養介護	人/月	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
%	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	
短期入所	人日/月	計画	10	12	14
		実績	9	10	12
	%	計画比	90.0%	83.3%	85.7%
	人/月	計画	3	4	5
		実績	3	3	2
%	計画比	100.0%	75.0%	40.0%	
就労定着支援	人日/月	計画	2	2	2
		実績	0	0	0
	%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	

3) 居住系サービス

サービス名	単位	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度(見込み)
共同生活 援助	人/月	計画	4	4	5
		実績	4	5	5
	%	計画比	100.0%	125.0%	100.0%
施設入所 支援	人/月	計画	11	11	10
		実績	11	11	11
	%	計画比	100.0%	100.0%	110.0%
自立生活 援助	人/月	計画			
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—

4) 計画相談支援

サービス名	単位	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度(見込み)
計画相談支援	人/月	計画	6	6	6
		実績	10	10	8
	%	計画比	166.7%	166.7%	133.3%
地域移行支援	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
地域定着支援	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—

5) 障害児支援サービス

サービス名	単位	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度(見込み)
児童発達支援	人日/月	計画	24	16	8
		実績	20	7	17
	%	計画比	83.3%	43.8%	212.5%
	人/月	計画	3	2	1
		実績	3	2	3
%	計画比	100.0%	100.0%	300.0%	
医療型児童発達支援	人日/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
%	計画比	—	—	—	
放課後等 デイサービス	人日/月	計画	51	60	68
		実績	76	75	107
	%	計画比	149.0%	125.0%	157.4%
	人/月	計画	6	7	8
		実績	7	8	12
%	計画比	116.7%	114.3%	150.0%	
保育所等 訪問支援	人日/月	計画	1	0	0
		実績	2	3	3
	%	計画比	200.0%	—	—
	人/月	計画	1	0	0
		実績	2	3	2
%	計画比	200.0%	—	—	
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	計画	—	—	—
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人/月	計画	—	—	—
		実績	0	0	0
%	計画比	—	—	—	
障害児 相談支援	人/月	計画	1	1	1
		実績	1	2	2
	%	計画比	100.0%	200.0%	200.0%

4. 下市町第5期障害福祉計画・下市町第1期障害児福祉計画の振り返り

下市町第5期障害福祉計画・下市町第1期障害児福祉計画では以下のように成果目標を設定しました。実績は以下のとおりです。

1) 福祉施設から地域生活への移行促進

項目	計画値	考え方	実績
平成29年度末の施設入所者(A)	10人	基準年度	—
【目標】地域生活移行者数(B)	2人	地域移行者数(施設退所予定者数)	0人
	20%	(B) / (A) ※国の目標: 12%以上	0%
令和3年度末の施設入所者の見込み(C)	9人	—	11人
【目標】施設入所者削減見込み(D)	1人減	(A) - (C) = (D)	1人増
	10%削減	(D) / (A) ※国の目標: 4%以上削減	10%増加

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	計画値	実績
地域での保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置	令和3年度末までに設置する。	なし

3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	計画値	実績
障害のある人の地域生活支援拠点の整備	1か所	4か所

4) 福祉施設から一般就労への移行促進

項目	計画値	考え方	実績
平成 29 年度の一般就労への移行者数	1 人	平成 29 年度の移行実績	—
福祉施設から一般就労への移行者数の増加	2 人	就労移行支援事業等を通じて令和 3 年度中に一般就労に移行する人数	1 人
平成 29 年度末時点の就労移行支援事業の利用者	2 人	平成 29 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	—
就労移行支援事業の利用者の増加	3 人	就労移行支援事業の令和 3 年度末における利用者数	1 人

5) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加及び就労定着支援事業による職場定着率の増加

項目	計画値	実績
就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	利用者の就労移行率が 3 割以上の事業を全体の 5 割以上に	0 割
就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする	0 割

※町内の事業所で見えており、町内に就労移行支援事業所がありません。

6) 障害児福祉計画の成果目標について

項目	計画値	実績
児童発達支援センターの整備	各市町村または各圏域に 1 か所以上設置	0 か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	各市町村において利用できる体制を構築	なし
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	各市町村または各圏域に 1 か所以上設置	0 か所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備	各市町村または各圏域に 1 か所以上設置	0 か所
医療的ケア児のための協議の場の設置	各市町村または各圏域に 1 か所以上設置	0 か所

第3章 サービス等見込み量とサービス確保の方策

1. 成果目標と活動指標

障害のある人の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等に向けて、国の基本指針を参考として成果目標と活動指標を設定します。

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

令和5年度末における目標値
● 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
● 施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

町の考え方

- ◆ 本計画では、令和2年度末時点の施設入所者12人のうち、令和6年度末までの地域生活移行者数は1人（施設入所者数の8.3%）を目標とします。
- ◆ 施設入所者数については、令和2年度末時点の12人から1.6%以上削減することとし、施設入所者数は11人とします。

項目	人数
令和6年度末までの地域生活移行者数	1人
令和6年度末時点の施設入所者数	11人
(参考) 令和2年度末時点の施設入所者数	12人

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上 ● 精神病床における1年以上長期入院患者数：10.6万人～12.3万人 ● 精神病床における早期退院率 <ul style="list-style-type: none"> ・入院後3か月時点：69%以上 ・入院後6か月時点：86%以上 ・入院後1年時点の退院率：92%以上
※上記3項目は、都道府県により目標設定。

町の考え方

- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け協議の場を設け、課題の抽出・共有や課題の検討、具体的な活動を進めていきます。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	2回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5人	10人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none">● 各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保● 年1回以上運用状況を検証及び検討

町の考え方

- ◆ 令和6年度末までに圏域において5か所の確保に努めます。

項目	整備か所数
地域生活支援拠点等の確保	5か所

4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

令和5年度末における目標値	
●	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人が令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上 <ul style="list-style-type: none"> ・うち就労移行支援事業に係る移行者数：令和元年度実績の1.30倍以上 ・うち就労継続支援A型に係る移行者数：令和元年度実績の概ね1.26倍以上 ・うち就労継続支援B型に係る移行者数：令和元年度実績の概ね1.23倍以上
●	就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用
●	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

町の考え方

- ◆ 令和6年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者については、目標を3人（うち、就労移行支援事業に係る移行者数は1人、就労継続支援A型に係る移行者数は1人、就労継続支援B型に係る移行者数は1人）とします。
- ◆ 就労定着支援事業の利用実績をみると、令和2年度で2人となっています。また、令和6年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数の目標も考慮して、令和6年度における一般就労移行者の就労定着支援事業所の利用者数と令和6年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合は1人と7割とします。

項目	人数
令和6年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3人
┌ 就労移行支援事業に係る移行者数	1人
├ 就労継続支援A型に係る移行者数	1人
└ 就労継続支援B型に係る移行者数	1人
令和6年度における一般就労移行者の就労定着支援事業所の利用者数	1人
項目	割合
令和6年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割

5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村または各圏域に、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置 ● すべての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ● 各市町村または各圏域に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保 ● 各市町村または各圏域に、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 ● 各市町村または各圏域に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

町の考え方

- ◆ 児童発達支援センターの設置については、圏域において1か所の整備をめざします。
- ◆ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、1か所の構築をめざします。
- ◆ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、圏域において1か所の確保をめざします。
- ◆ 医療的ケア児支援の協議の場の設置については、圏域において1か所の設置をめざし、課題や情報の共有、関係機関の連携等を行います。
- ◆ 医療的ケア児コーディネーターの配置については、圏域において1人の配置をめざし検討を進めます。

項目	令和3年度末	令和6年度末
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	0か所	1か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	0か所	1か所
医療的ケア児コーディネーターの配置	0人	1人

6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定 ● 地域の相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定 ・地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定

町の考え方

- ◆ 関係機関とのネットワークの構築を強化し、総合的・専門的な相談支援の実施をめざします。
- ◆ 圏域において、地域の相談支援事業者の人材育成や地域の相談機関との連携強化に努めます。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合的・専門的な相談支援（実施の有無）	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	1回	1回	1回

7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
 国の基本指針

令和5年度末における目標値
● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築

町の考え方

- ◆ 町職員は、奈良県主催等の研修を引き続き活用し、障害福祉サービスの適切な支援に必要な知識を理解・習得していきます。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加回数	10回	10回	10回

2. 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の見込み量と確保の方策

1) 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策

①訪問系サービス

サービス種別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
居宅介護	8	120	9	130	9	130
重度訪問介護	1	70	2	100	2	100
同行援護	0	0	0	0	0	0
行動援護	4	130	4	130	5	150
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
合計	13	320	15	360	16	380

【確保のための方策】

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、町内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すことで、サービス提供体制の充実に努めます。

また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、広報やパンフレットの配布等を通じサービスの周知に努めます。

さらに、専門的人材の確保やサービスの質の向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の働きかけを行います。

②日中活動系サービス

サービス種別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
生活介護	25	550	25	550	26	570
自立訓練（機能訓練）	1	20	1	20	1	20
自立訓練（生活訓練）	1	20	1	20	1	20
就労移行支援	2	40	3	60	3	60
就労継続支援（A型）	5	100	5	100	5	100
就労継続支援（B型）	16	300	16	300	17	320
療養介護	1	—	1	—	1	—
短期入所	3	18	4	24	5	30
就労定着支援	1	2	1	2	1	2

【確保のための方策】

各サービス必要量の確保に努め、希望する人がサービスの提供を受けることができるよう努めます。また、利用者への制度周知を図り、サービス内容に関する理解を促進します。

さらに、利用者ニーズの増加に対応するため、NPO法人等、サービス提供事業者に対して、サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、事業参入の

促進を図ります。

就労系サービスについては、就労継続支援から一般就労への移行を図るとともに、就労定着支援による継続的な就労支援に努めます。「五條・吉野地域自立支援協議会」においては、就労支援機関や企業等と連携し、就労支援策の強化に向けて取り組みを進めます。

③居住系サービス

サービス種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人/月	人/月	人/月
共同生活援助	5	6	6
施設入所支援	12	12	12
自立生活援助	1	1	1

【確保のための方策】

退院可能な精神障害のある人や施設に入所中の障害のある人の地域生活移行を進めていくことが求められていることから、サービス事業者に向けて転用可能な公営施設の情報提供、民間賃貸住宅事業者への働きかけや物件の情報提供を行い、グループホームへの誘導・整備を進め、地域の事業者や病院と連携し、広域で調整しながら、適切な居住基盤の確保に努めます。

利用を考えている人や利用者、その家族に対し、施設におけるサービスの情報提供に努め、障害のある人が安心して暮らせるよう、サービス内容の充実や生活環境の整備に努めます。

④相談支援

サービス種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人/月	人/月	人/月
計画相談支援	10	11	12
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	0	0	1

【確保のための方策】

民間事業者などの参入を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。

また、ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、奈良県や「五條・吉野地域自立支援協議会」等における研修等を通じて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の養成を進めます。

さらに、利用者への制度周知を図り、サービス内容に関する理解を促進します。

⑤障害のある子どもへの支援

サービス種別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	3	17	4	20	4	20
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	10	100	11	110	12	120
保育所等訪問支援	3	3	4	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	3	—	4	—	5	—

【確保のための方策】

障害のある子どもが身近な地域で、適切で充実した療育を受けられるよう、各サービス必要量の確保に努め、希望する人がサービスの提供を受けることができるよう努めます。

また、サービスの周知に努めるとともに、関係機関が連携して情報を共有し、障害のある子どもを療育する家庭を支援していきます。

2) 地域生活支援事業等の見込み量と確保の方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント、啓発活動等を行います。

②自発的活動支援事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

③相談支援事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
障害者相談 支援事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
地域自立支 援協議会	か所/年	1	1	1	1	1	1
相談支援機 能強化事業	か所/年	1	1	1	2	2	2

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

現行の事業所による継続的な事業の実施を図るとともに、圏域内の連携による3障害及び発達障害に対応した相談支援の体制の充実に努めます。

また、障害のある人やその家族が、地域とのつながりを持ちながら暮らせるよう、民生児童委員と協力して、定期的に訪問や声かけ等を行い、障害のある人やその家族の閉じこもりや孤立の防止に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
成年後見制度利用 支援事業	件/年	0	0	0	1	1	1

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

成年後見制度の周知を図るとともに、家族や親族等による申請が困難な人に対しては、町長申立てを行うなど必要に応じて援助を行い、制度の利用を促進します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

県や近隣市町村、社会福祉協議会等の動向を踏まえ、法人後見に関する周知を図り、内容に関する理解を促進します。

⑥意思疎通支援事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	0	1	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	0

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、サービス必要量の確保に努めます。

手話通訳者設置事業・手話奉仕員養成研修事業については、障害のある人のニーズに応じて、今後の実施を検討します。

⑦日常生活用具給付等事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	154	134	144	150	160	170
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	0	0	0	1

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

用具の質の向上をめざすとともに、利用者のニーズに応じて、適切な提供ができるよう、サービス内容の周知に努めます。

⑧移動支援事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
移動支援事業	人/年	12	8	8	10	10	10
	時間/年	1,030	843	724	800	800	800

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、ニーズに応じたサービス必要量の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
地域活動支援 センターⅠ型	か所/年	1	1	1	1	1	1
地域活動支援 センターⅡ型	か所/年	1	1	1	1	1	1
地域活動支援 センターⅢ型	か所/年	0	0	0	0	0	0

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人が充実した生活を地域で送れるよう、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
日中一時支援事業	人/年	2	1	0	1	2	3

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

利用者のニーズを適切に把握し、事業者と連携してサービスを担う人材の育成及び確保を図り、サービスの充実に努めます。

②社会参加促進事業

		第5期			第6期		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
スポーツ・レクリ エーション教室開催 等事業	件／年	6	1	4	4	4	4
	人／年	57	10	40	50	50	50
自動車運転免許取 得・改造費助成	件／年	0	0	0	1	1	1

※令和3年度までは実績、令和4～6年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人の社会参加や交流を促進するため、事業の周知を図るとともに、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

第4章 計画の推進

1. 関係機関・団体、奈良県・近隣市町村との連携

障害のある人が相談支援や各種サービス等の必要な支援につながらず、地域の中で潜在化しているケースも考えられます。

そのようなケースについては町単独での取り組みでは把握が難しいため、障害者団体や地域住民、ボランティア、民生児童委員などの地域で活躍する福祉の担い手の協力・連携が必要です。

そのため、障害者団体をはじめ、地域住民、民生児童委員、自治会などの地域組織、教育関係機関、社会福祉協議会やサービス提供事業者など、障害者施策に関わる多様な機関と連携し、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

また、支援を必要とするすべての人が適切にサービスを受けられるよう、奈良県や近隣の市町村と積極的に情報・意見交換を行い、緊密な協力体制の構築に努めます。

2. 計画の進行管理、点検・評価

本計画の進捗状況については、点検・評価を行い、より効果的な取り組みの方法等を検討し、取り組みを改善していくことで、計画の適切な進行管理を進めます。

資料

1. 障害福祉サービスの内容

【訪問系サービス】
居宅介護（ホームヘルプ） 自宅での身体介護や日常生活の支援
重度訪問介護 重い障害があり常に介護が必要な人への、生活全般にわたる介護や外出時の移動の補助
同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な人への、外出に必要な情報の提供や移動の援護
行動援護 知的障害や精神障害により常に介護が必要な人への、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助
重度障害者等包括支援 常に介護が必要な人で、介護の必要な度合いがとても高い人に、居宅介護など複数のサービスをまとめて提供する
【日中活動系サービス】
生活介護 常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する
自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活の能力向上のために行う訓練
就労移行支援 通常の事業所で働きたい人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う
就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型） 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う
療養介護 医療機関での療養上の管理や日常生活の介助
短期入所（ショートステイ） 施設等において短期間入所できるサービス
就労定着支援 通常の事業所で働いている人に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行う

【居住系サービス】
共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障害者への、入浴、排せつ、食事の介護などの支援
自立生活援助 施設から一人暮らしに移行した人に、定期的な居宅訪問により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行う
【相談支援】
計画相談支援 サービス等利用計画案の作成や事業所等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行う
地域移行支援 住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行う
地域定着支援 常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援する
【障害のある子どもへの支援】
児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援
医療型児童発達支援 機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に児童発達支援及び治療を行う
放課後等デイサービス 学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う
保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
居宅訪問型児童発達支援 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
障害児相談支援 障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行う

下市町第6期障害福祉計画・
下市町第2期障害児福祉計画

発行：下市町役場 健康福祉課 障害福祉担当
〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地

電 話：0747-68-9064

F A X：0747-52-0007